

学生の皆さんへ

1月8日に、1都3県に緊急事態宣言が発令されました。全国の感染者数の過半数を占める首都圏の感染拡大が、人の往来に伴い地方に波及しており、県内でも年末年始の人の移動に伴い、これまで感染が集中していた松山市から県内全域に広がるのが強く懸念される状況にあります。

このため、愛媛県知事から、1月8日（金）から1月26日（火）までを「特別警戒期間」とし、県民に対し、行動自粛を求める強い要請がなされました。

本学としては、年末の感染判明も踏まえ、皆さんに対して、感染再発を防ぐための遵守事項をSTUメールで周知徹底してきましたが、この特別警戒期間中はさらに一段階上の緊張感を持ち、特に次の感染回避行動を徹底するよう強く要請します。

○友人との会食（飲み会）については自粛すること。

○緊急事態宣言対象地域への移動は原則禁止。それ以外の県をまたぐ移動も、やむを得ない場合を除き自粛すること。

○アルバイトについては、他者との接触の機会が多い業務など感染リスクの高いものは自粛すること。それ以外のものも体調不良時には従事しないこと。

緊急事態宣言地域となった1都3県においては、感染者の半数以上が重い症状のない30代以下の若者であり、このことが感染拡大につながっていると言われています。最近の愛媛県内の新規感染状況についても、若者の感染割合は高まっています。

学生の皆さんは、その事実を真摯に受け止め、自分勝手な判断による誤った行動が、高齢者などの命の危険や切迫した医療現場の負担増を招く可能性があることを理解しながら、上記の大学の定めたルールを守って正しく行動してください。

令和3年1月9日

愛媛県立医療技術大学 学長 安川 正貴